2022 年 2 月号 No.044

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-27-5 大橋じル4F Tel 03-6432-9986 / Fax 03-6432-9987 HP http:// will-tax.com

info@will-tax.com

今月のテーマ 続・**適格請求書等保存方式について**

過去TaxNews<u>No.016とNo.031</u>の2回にわたって適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度をご紹介してきました。昨年10月から適用を受けるために必要な申請手続きが開始されました。適格請求書等保存方式は事業規模の大小に関係なく、適用を受けるかどうか検討する必要のある制度です。過去に紹介した内容と違った視点を交えつつ、適格請求書等保存方式についてご紹介いたします。

1. 消費税の計算の仕組み

納付すべき消費税額は、原則として「預かった消費税額」から「支払った消費税額」をマイナスした残額になります。「預かった消費税」とは売上や収入にプラスされて販売先から受け取った消費税額を指し、「支払った消費税」とは仕入や諸経費にプラスされて購入先へ支払った消費税額を指します。「支払った消費税額」の金額については、実際に支払った金額を集計する原則課税と「預かった消費税」のみから計算する特例である簡易課税の2つの計算方法があります。(参考 国税庁パンフレット消費税のあらまし)

2. 適格請求書等保存方式について

(1) 登録申請書の提出

適格請求書を発行するためには適格請求書発行事業者の登録申請書(以下、適格登録申請書といいます)を所轄の税務署に提出し審査を受ける必要があります。本制度は令和5年(2023年)10月1日から導入されるもので、その日から適用を受けるためには原則として令和5年(2023年)3月31日までに提出する必要があります。また登録申請書は消費税の納税義務者でなければ提出することができないため、そもそも納税義務のない事業者は消費税課税事業者選択届出書を提出し、自ら選んで消費税の納税義務者になる必要があります。なお、この届出書は適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに提出しなければなりません。

(2) 仕入税額控除への影響

仕入税額控除とは上記1のとおり、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」をマイナスすることをいい、納付すべき消費税額を減少させることになります。そのため仕入税額控除には、帳簿の記載内容などについて消費税法上一定の要件が求められています。令和5年(2023年)10月1日以降においては、その要件に『売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書』の保存が追加されます。適格簡易請求書とは、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業やタクシー業などに認められる簡便的な適格請求書を指します。

3. 想定される事例

上記2(2)のように、仕入や諸経費を支払う側にとって適格請求書の交付を受けることが自身の消費税額の計算上、非常に重要なポイントになります。取引相手が適格請求書を発行することができない場合に起こり得る事例を2点ご紹介します。

(1) 不動産オーナーへの影響

不動産の貸付のうち、住宅用の建物や更地の貸付は消費税法において非課税と定められていますが、事務所やアスファルト敷の駐車場などの貸付は消費税の課税対象となります。例えば、貸店舗を賃貸して不動産収入を得ているオーナーがいたとします。オーナーが適格登録申請書を提出している場合の貸店舗の賃借人の消費税の計算上、その支払う家賃については仕入税額控除ができます。一方オーナーが適格登録申請書提出していない場合には、その賃借人の支払う家賃については仕入税額控除ができないことになります。

(2) 個人所有資産を自社に貸している社長

社長個人が所有している自動車や不動産を社用車・事務所として自社に貸し付けているケースは多くみられます。自社から社長に支払うそれらの賃借料に含まれる消費税は、令和5年(2023年)10月1日以降では社長が適格登録申請書を提出して適格請求書を発行できないと、自社の消費税の計算上、支払った賃借料に含まれる消費税は仕入税額控除できないことになります。

4. 検討すべき事項

これまで見てきたように、適格請求書を発行するかどうかで支払者側の消費税の納税額に大きな影響を与えることになりますので、今後下記のような検討が必要となります。

売手側・・・(消費税の納税義務がない場合は課税事業者選択届出書を提出してから)適格登録申請書を提出して適格請求書を発行できる事業者となるか、適格登録申請書を提出しない場合には既存の取引先との取引継続が困難となることを受け入れるか、 又は代金から消費税分の値引きを検討するか、など

買手側・・・取引の相手先を適格請求書が発行できる事業者とするか、適格請求書を発行できない相手先の場合には代わりの相手を探すか、又は代わりの相手がいなければ代金から消費税分の値引きを交渉するか、など